

# 日本の信託 2015



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階  
TEL:03-6206-3981  
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、  
信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別  
の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

# 目 次

協会創立 90 周年を迎えるにあたり、信託の原点に立ち返り、  
信託の機能を最大限に活用して経済や社会へ貢献。

## 信託機能の一層の活用による経済や社会への貢献

平成 27 年 4 月より取扱いを開始した「結婚・子育て支援信託」や制度創設以来、利用が拡大している「教育資金贈与信託」は、世代間の資産移転による経済活性化に貢献するのみならず、結婚や出産子育てあるいは教育への支援を通じて、わが国が直面する少子化や人口減少等の諸課題への対策に寄与するものであり、今後とも、これらの信託の普及・促進に注力するとともに、時代の要請や社会のニーズに対応した新たなサービスや商品の開発、提供に向け、信託業界として取り組んで参ります。

## 「受託者精神の重み」を一層意識

信託は、受託者に対する委託者や受益者からの高度かつ長期に亘る信頼を前提として成り立つ制度であり、高度な倫理観と専門性がその根本にあります。

今や信託のみならず金融業界全体に求められている「最善至高の信義・誠実」という顧客本位の姿勢、「奉仕・開拓」の精神は、このような高度な倫理観と専門性に裏打ちされた受託者精神を具現化するものであり、信託の担い手、受託者精神の「本家本元」として、今後も信頼に応えるとともに、広く信託の理念を浸透させて参ります。



<b>1 信託の仕組み</b>	3
<b>2 信託兼営金融機関と信託会社等の概要</b>	4
<b>信託業の担い手</b>	4
信託兼営金融機関、信託会社、グループ企業内の信託、 技術移転機関（承認TLO）	4
<b>信託サービスの利用者の窓口</b>	4
信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店、 金融商品取引業者	4
<b>3 信託の受託概況</b> （信託の機能別分類に基づく計数）	5
<b>4 主な信託商品等</b>	6
<b>1 個人向け</b>	6
金銭信託	6
結婚・子育て支援信託	6
教育資金贈与信託	7
家族信託	7
相続関連業務	8
投資信託	9
不動産業務	9
<b>2 法人向け</b>	10
年金信託	10
ESOP信託	10
財産形成信託	11
資産流動化の信託	11
資産保全を目的とする信託	12
担保権の信託（セキュリティ・トラスト）	12
受益証券発行信託	12
有価証券の信託	13
証券代行業務	13
不動産業務	13
<b>3 公益・福祉</b>	14
公益信託	14
特定寄附信託	14
特定贈与信託	15
後見制度支援信託	16
<b>5 信託業界・協会を巡る動向</b>	17
<b>1 主な出来事</b>	17
税制改正要望	17
規制改革に関する提案	17
リーフレット「結婚・子育て支援信託」の発行	18
第90回信託大会の開催	18
<b>2 信託業界のあゆみ</b>	19
<b>3 信託業界の動き</b>	20
<b>6 信託協会の概要</b>	21
<b>1 目的および事業</b>	21
<b>2 組織</b>	21
<b>3 信託協会加盟会社一覧</b> （平成27年7月現在）	22

# I

## 信託の仕組み



### 受託者の義務

●**善管注意義務**  
受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

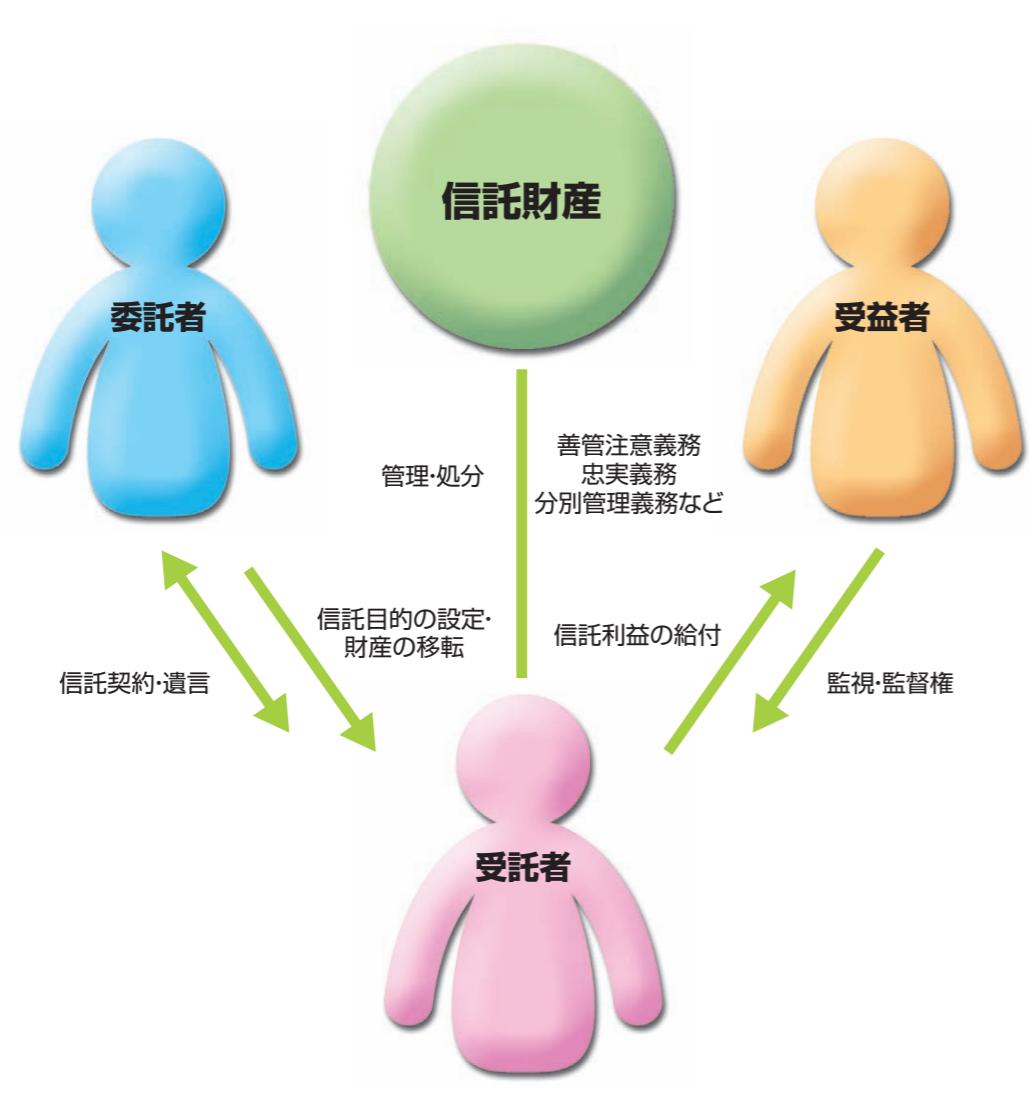
●**忠実義務**  
受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

●**分別管理義務**  
受託者は、信託財産に属する財産と固有財産(受託者の個人財産)や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

信託とは、『委託者が信託行為(例えば、信託契約、遺言)によってその信頼できる人(受託者)に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従つて受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする』制度です。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

### 信託の仕組み



# 2

## 信託兼営金融機関と信託会社等の概要



### 信託業の扱い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 <sup>注1</sup>	銀行法(設立) 兼営法(信託業務の認可) <sup>注2</sup>	免許 <sup>注2</sup>	銀行等の金融機関	20億円 <sup>注2</sup>	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) <sup>注3</sup>	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) <sup>注3</sup>	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務
グループ企業内の信託	信託業法	届出	会社	—	—	同一の会社集団が保有する資産の管理
技術移転機関 (承認TLO)	信託業法	登録	法人	—	1,000万円	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け

### 信託銀行等の店舗の設置状況(平成27年3月末現在)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	7	7	294	10	33	204	17	7	26	605

(注) 本表は、信託銀行等の店舗数です。これ以外に地方銀行等(1,421店)が信託業務を営んでいます。

### 信託サービスの利用者の窓口

#### 信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

##### 設置状況(平成27年3月末現在)

法 人 機 関	業 態	代理店数		取扱店舗数
		信託銀行・都市銀行等	代理店数	
金融機関	地方銀行	60	2,998	
	第二地方銀行	23	1,089	
	信金中金	1	19	
	信用金庫	55	1,101	
	商工中金	1	95	
	信用組合	1	1	
	信用農業協同組合連合会	14	23	
	農業協同組合	73	470	
	計	237	7,081	
事業会社等	33	810		
個人	0	0		
合計	270	7,891		

#### 金融商品取引業者

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

**注1** 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

**注2** 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

**注3** 平成27年3月末現在で、運用型信託会社7社、管理型信託会社10社が営業しています。

## 3

## 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）



### 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）(注1) (3月末現在)

(単位:兆円)

**注1** 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

**注2** 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

**注3** 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行が委託者になったものをいいます。

**注4** 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

機能別分類	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
資産運用型信託 <sup>注2</sup>	110.7	116.9	121.9	119.3	127.0
金銭信託	26.8	29.0	27.6	28.9	30.7
年金信託	34.8	33.8	35.8	40.0	42.0
金銭信託以外の金銭の信託	1.5	2.2	1.5	1.7	1.9
有価証券の信託	43.8	48.9	53.3	45.3	48.6
包括信託	3.5	3.4	3.3	3.1	3.5
資産管理型信託 <sup>注3</sup>	574.9	561.6	592.7	650.6	720.4
金銭信託	96.8	93.9	95.7	95.6	88.6
年金信託	43.0	42.6	42.0	43.2	44.9
投資信託	106.1	103.0	111.1	124.3	144.7
金銭信託以外の金銭の信託	9.9	10.2	12.0	14.8	17.6
再信託	252.4	245.3	261.8	293.9	326.3
包括信託	66.4	66.3	69.9	78.5	98.0
資産流動化型信託 <sup>注4</sup>	59.9	60.0	58.5	58.3	62.4
金銭債権の信託	34.5	34.4	32.5	31.1	31.8
不動産の信託	24.9	24.9	25.3	26.4	29.5
その他とも合計	767.3	761.1	797.1	852.0	933.3

(注)「包括信託」とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものです。

## 4

## 主な信託商品等



信託銀行等（注1）が取扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

なお、この他に、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

### I 個人向け

#### 金銭信託

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。

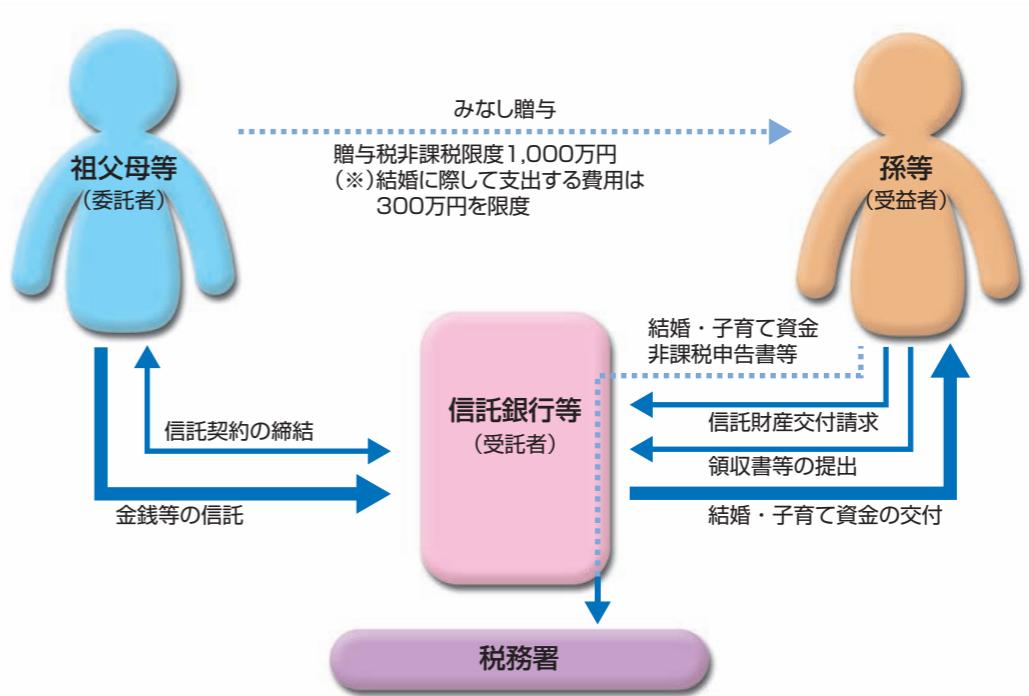
例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託（一般口）や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄手段として、広く利用されています。

#### 結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です。（ただし、平成31年3月31日までの間に信託されたものに限られます。）

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属（祖父母等）に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満の個人に限られています。

#### ●結婚・子育て支援信託の仕組み



**注1** 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関」および「信託会社」をいいます。（以下、本冊子で同じ）

#### 結婚・子育て支援信託の創設の背景

平成27年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成27年4月から「結婚・子育て支援信託」の取扱いを開始しました。

## 教育資金贈与信託の創設の背景

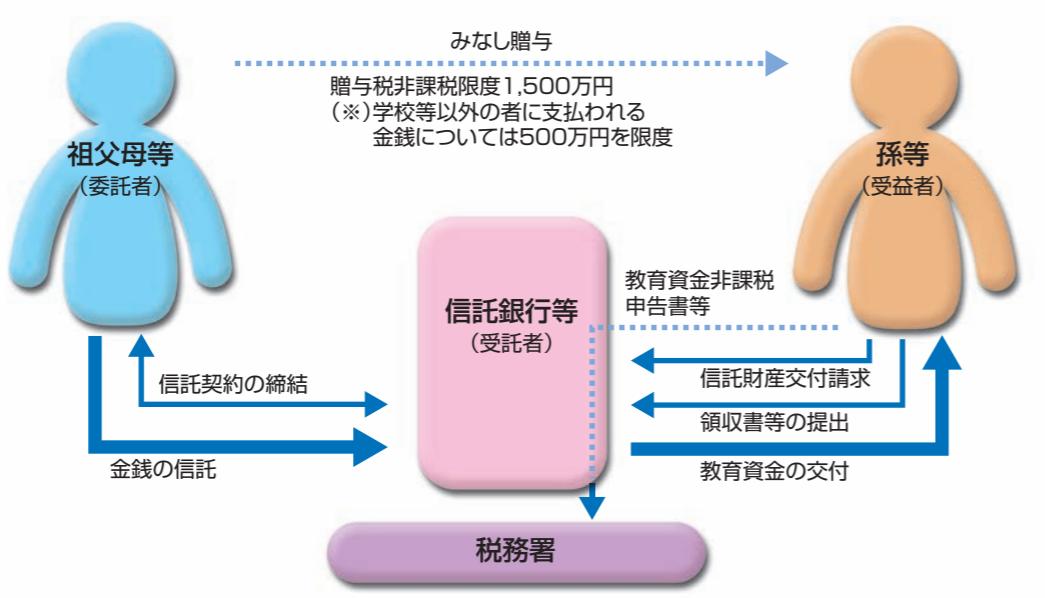
平成25年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」が措置されたことを受けて、信託銀行等は、平成25年4月から「教育資金贈与信託」の取扱いを開始しました。また、平成27年度税制改正において、本特例措置の適用期限が平成31年3月31日まで延長されるとともに、特例の対象となる教育資金の範囲に、通学定期券代、留学渡航費などが加えされました。

## 教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です。（ただし、平成31年3月31日までの間に信託されたものに限られます。）

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属（祖父母等）に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られています。

### 教育資金贈与信託の仕組み



### 教育資金贈与信託受託状況の推移

	平成25年	平成26年		平成27年
	9月末	3月末	9月末	3月末
契約数(累計)	40,162	67,073	89,101	118,554
信託財産設定額(累計)	2,607	4,476	6,048	8,030

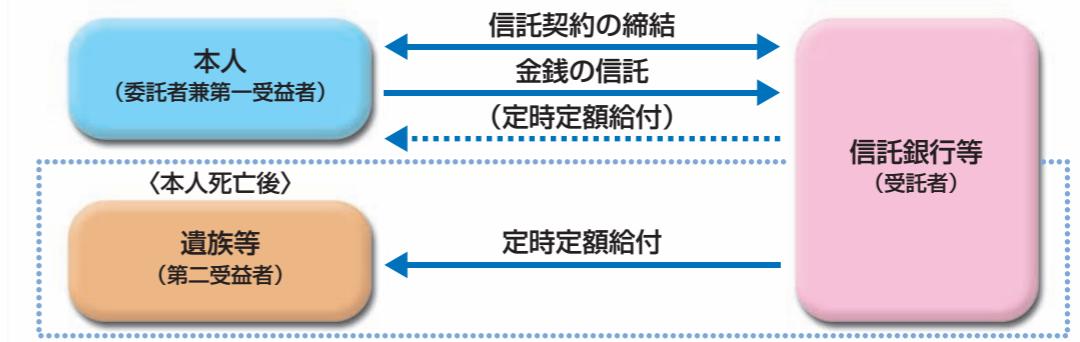
## 家族信託

高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて生存配偶者や子女の生活の安定を図るための信託が活用されています。

信託銀行等では、このようなニーズに応えて、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の子・配偶者などを受益者とする『遺言代用信託』、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』といった家族信託を取り扱っています。

なお、遺言代用信託の平成26年度の新規受託件数は41,048件（平成25年度45,559件）と近年利用が増えています。

### ● 遺言代用信託のイメージ



### ● 遺言代用信託の新規受託件数の推移

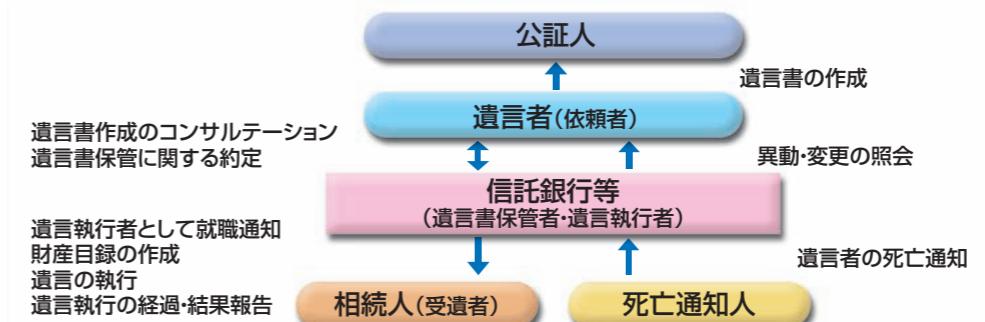
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規受託件数	45	67	17,926	45,559	41,048

## 相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務が期待されています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続き等を行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

### ● 遺言信託業務の仕組み



### ● 相続関連業務の実績の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
遺言書の保管件数	72,333	75,975	81,457	88,448	97,709
保管のみ	5,948	5,820	5,838	5,824	5,877
執行付	66,385	70,155	75,619	82,624	91,832
遺産整理	2,951	3,147	2,984	3,475	4,045

(注)遺言書の保管件数は、年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

## ② 法人向け

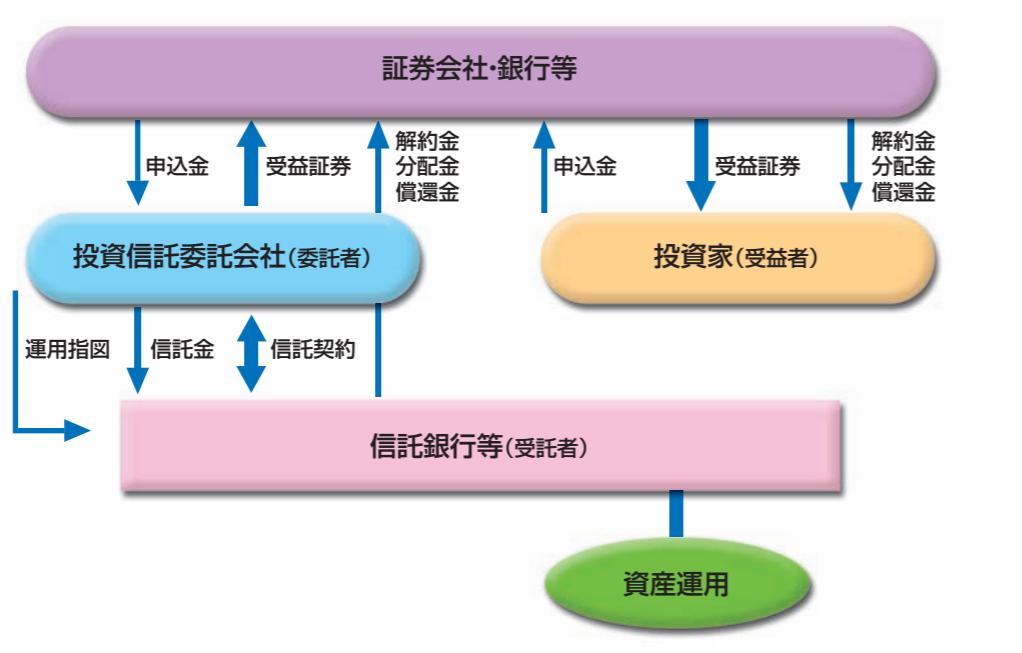
### 投資信託

投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。また、信託銀行等をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、144兆円（平成27年3月末現在）となっています。

#### ●投資信託(委託者指図型)の仕組み



(注)投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

### 不動産業務

信託銀行は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

### 年金信託

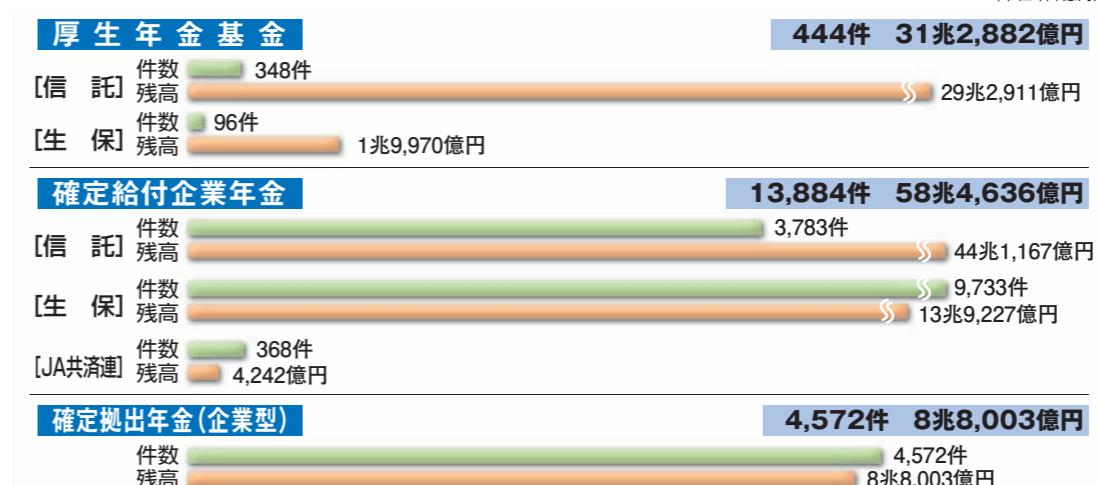
企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人181人、アクチュアリー184人（平成27年3月末現在）を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は4兆1,521億円（平成27年3月末現在）となっています。

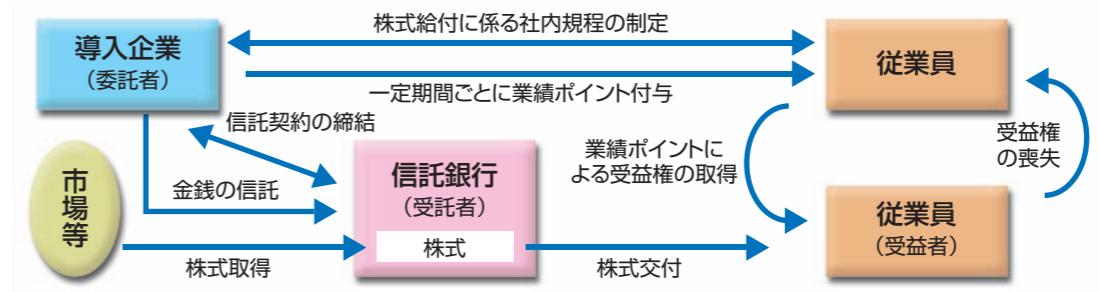
#### ●企業年金の受託概況(平成27年3月末現在)



### ESOP信託

近年、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に信託スキームを活用した『ESOP信託』が注目されています。この信託には、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

#### ●ESOP信託(株式給付型)の仕組み



### 確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

### 確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員(委託者)の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。

**注1**受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。

**注2**本表の受託残高は時価ベースです。

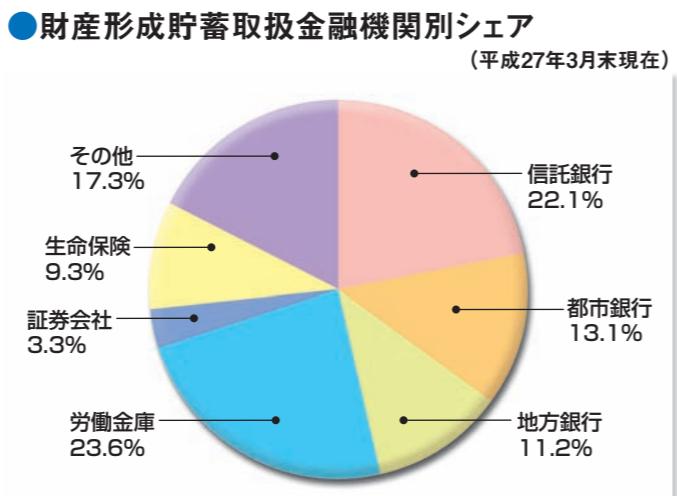
**注3**件数は厚生年金基金が基金数、確定給付企業年金が制度数、確定拠出年金が規約数です。

**注4**確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

**注5**確定拠出年金(企業型)の件数および残高は、運営管理機関連絡協議会が作成したデータを同協議会、信託協会、生命保険協会にて公表したものです。

## 財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

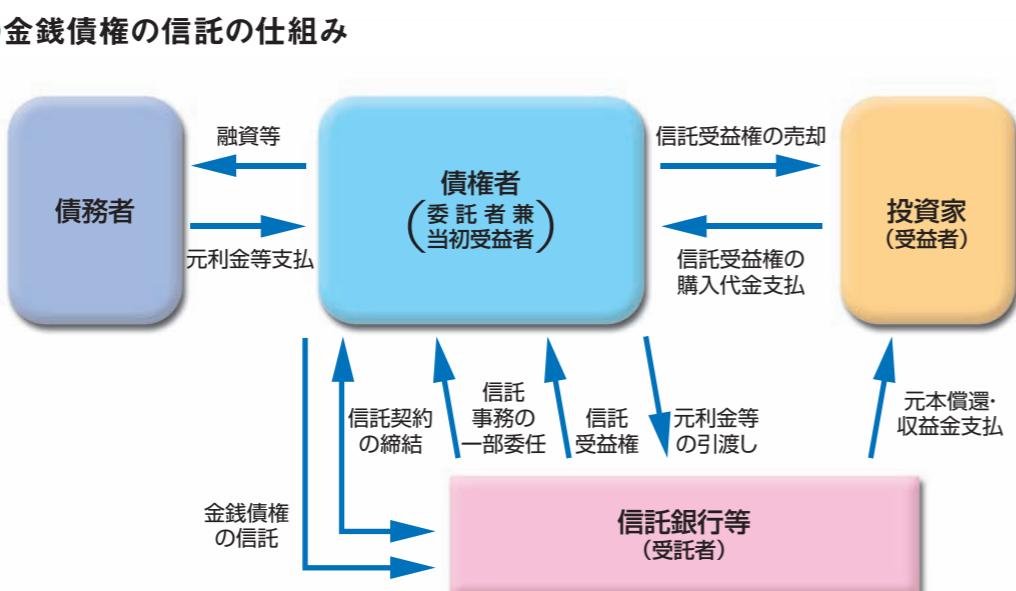


## 資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は62兆円（平成27年3月末現在）です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する『売掛債権信託』、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する『貸付債権信託』、リース・クレジット会社が保有する債権を信託する『リース・クレジット債権の信託』などがあります。

### ●金銭債権の信託の仕組み



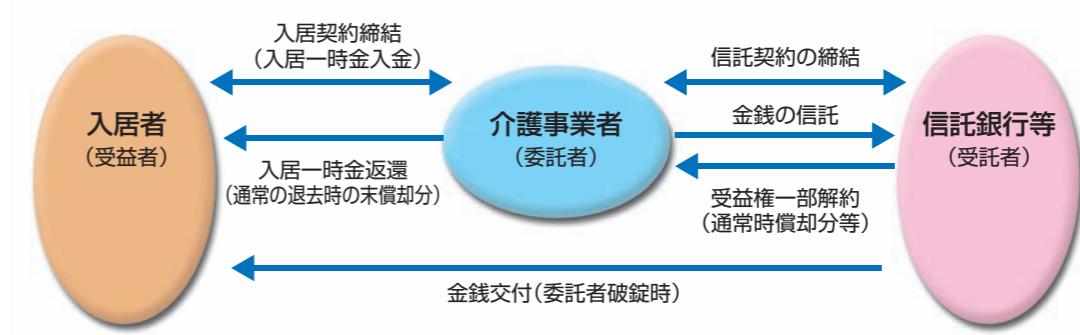
## 資産保全を目的とする信託

顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金等について、事業者が破綻した場合等に顧客に返還るべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料等の保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

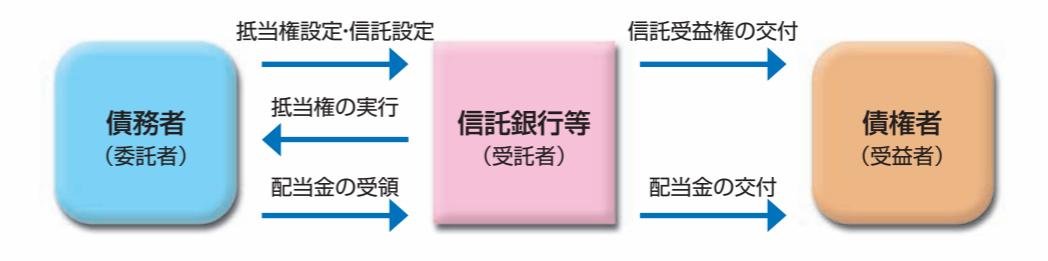
### ●老人ホームの入居一時金信託の仕組み



## 担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

### ●担保権の信託の仕組み



## 受益証券発行信託

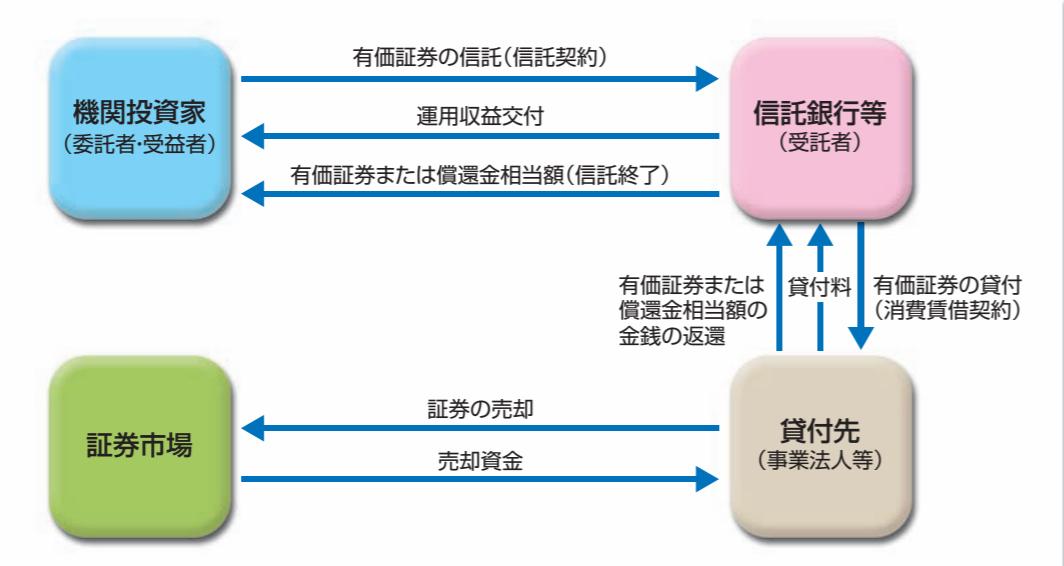
受益証券発行信託は、受益権を表示する証券（受益証券）を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする内国商品現物型 ETF や、ETN（指数連動証券）を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

## 3 公益・福祉

### 有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引き受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は 65 兆円（平成 27 年 3 月末現在）となっています。有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用（レポ取引）等によって収益をあげることを目的とした『運用有価証券信託』、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした『管理有価証券信託』などがあります。

#### ●運用有価証券信託（消費貸借型）の仕組み



### 証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っています。わが国の上場会社全体の 98.4%（平成 27 年 3 月末現在。）の株式事務を受託しているほか、外国会社の株式事務も受託しています。

#### ■証券代行業務取扱状況の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会 社 数	6,427	6,228	6,060	5,982	5,975
株 主 数	52,558	52,560	52,609	52,576	52,429

### 不動産業務

信託銀行は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

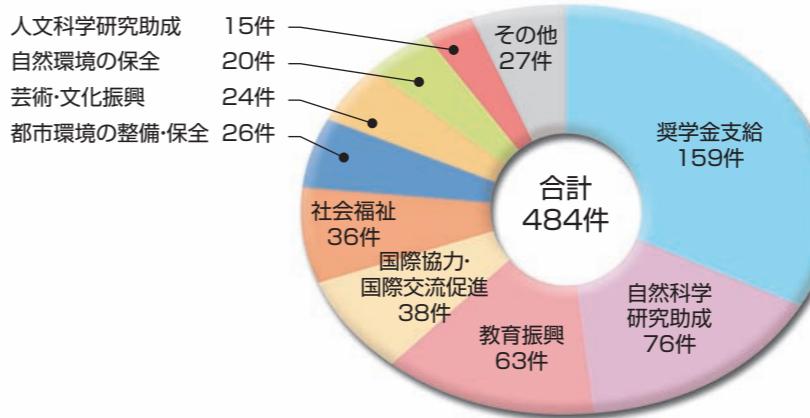
また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補 562 人（平成 27 年 3 月末現在）を擁しています。

### 公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、受託件数 484 件、受託残高は 644 億円（平成 27 年 3 月末現在）となっています。

#### ●公益信託の受託件数（平成27年3月末現在）



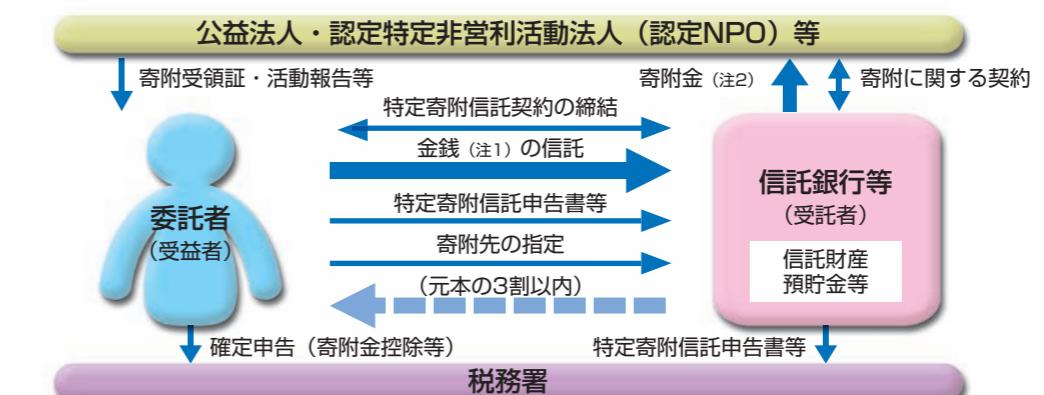
### 特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行等と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利法人（認定 NPO）等）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができますといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

#### ●特定寄附信託の仕組み



(注) 1. 信託できる財産は、金銭に限られています。

2. 運用収益の全額が、元本とともに寄附金に充てられます。



公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。

また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。

それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

#### [拠出金の税制上の取扱い]

委託者	特 定 公 益 信 托	認定特 定 公 益 信 托
個人 (相続財産)	－	寄附金控除
法 人	－	相続税非課税
	一般寄附金として 損金算入	別枠 損金算入



特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。「どこに寄附したらよいのかわからない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のブランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

## 特定贈与信託 適用対象となる 障がい者の範囲の拡大

特定贈与信託は、昭和50年に創設された贈与税の非課税措置に基づく制度です。平成25年度税制改正において、これまでの重度の心身障がい者(特別障害者)のほかに、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等が本制度の対象に加えられました。

## 特定贈与信託

特定贈与信託（特定障害者扶養信託）は、障がい者の生活の安定を図ることを目的としてその親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

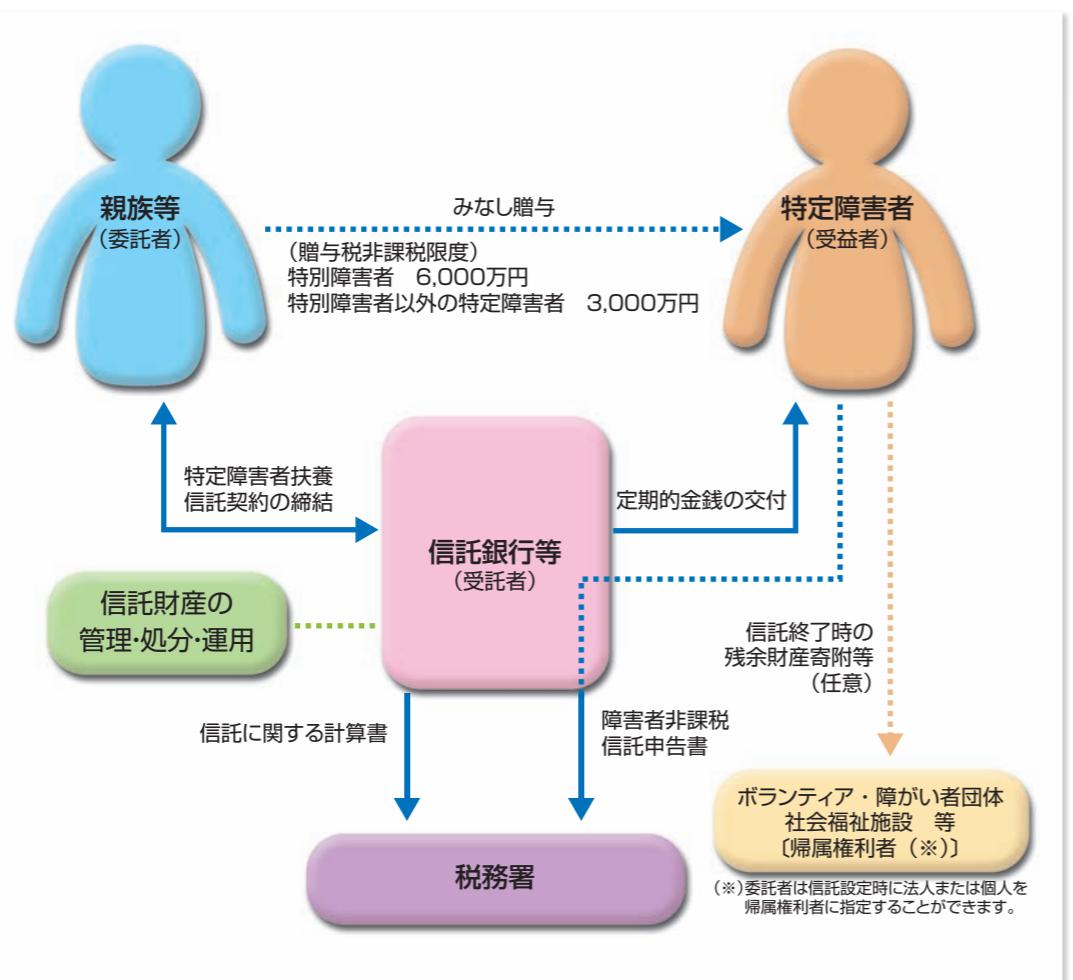
信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費等にあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障がい者）については6千万円、特別障害者以外の特定障害者（中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等）については3千万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくと、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、受託件数は1,260件、受託残高は297億円（平成27年3月末現在）となっています。

### ●特定贈与信託の仕組み



## 後見制度支援信託

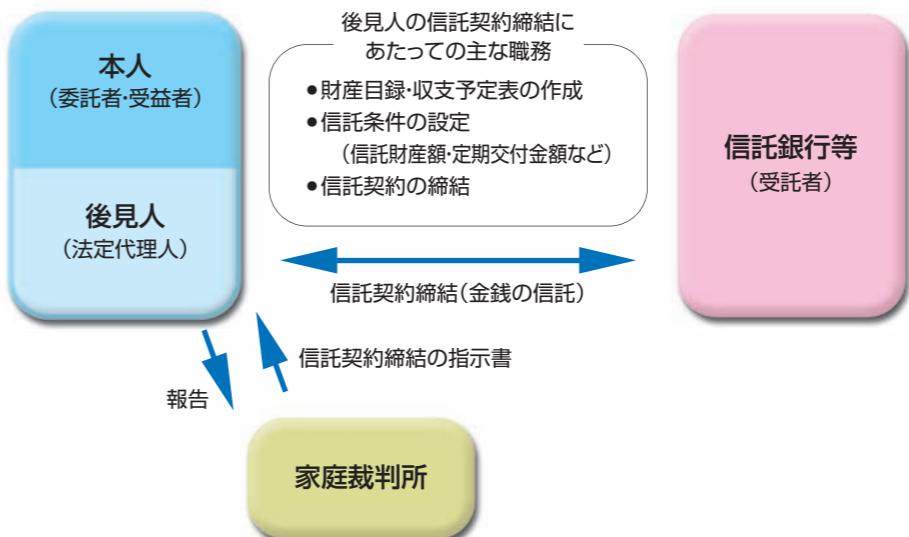
後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、本人が金銭を信託銀行等に信託し（信託契約の締結手続は後見人が行います）、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

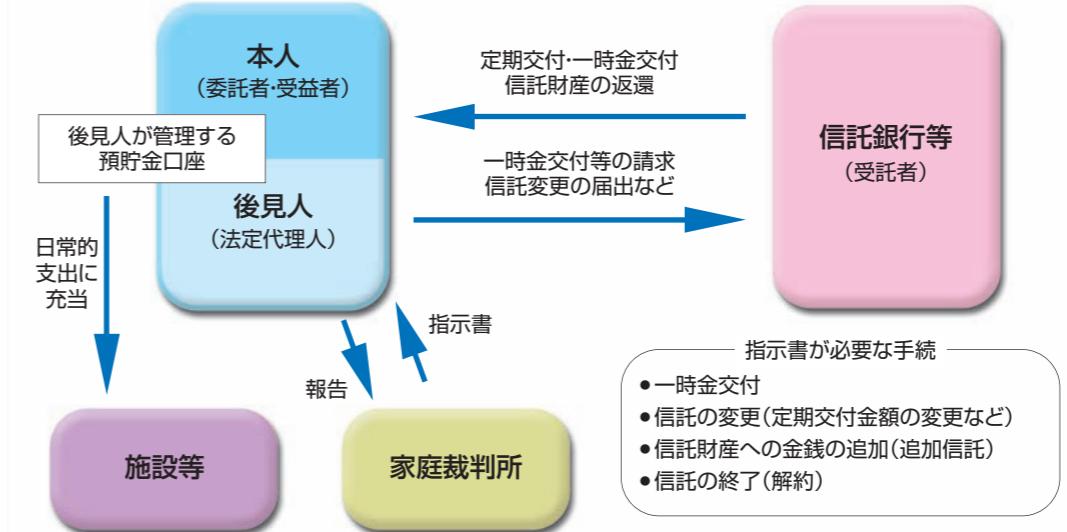
なお、受託件数は5,188件、受託残高は1,654億円（平成27年3月末現在）となっています。

### ●後見制度支援信託の仕組み

#### 〈信託契約締結時〉



#### 〈信託期間中・信託終了時〉



## 後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度があります。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（本人）の親権者がいなくなつた場合に、本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

## 後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時（平成12年）に比べると、平成22年の開始事件数は4倍の約3万件となっていました。他方で、件数の増加に伴って、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見業務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会を開催し、信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが平成23年2月に取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。



## I 主な出来事

### 税制改正要望

#### <平成 27 年度税制改正要望>

信託協会では、平成 26 年 7 月に「平成 27 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

#### 【主な要望項目】

1. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化等  
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を恒久化すること等の措置を講じること。
2. 少子化対策における信託の活用  
少子化対策のため、結婚・出産・子育てを支援するための信託について、所要の税制措置を講じること。
3. 事業承継・資産承継における信託の活用  
事業承継・資産承継における信託の一層の活用を図るため、所要の措置を講じること。
4. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃  
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

その結果、平成 27 年度税制改正大綱において、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等が措置されることとなりました。

#### <平成 28 年度税制改正要望>

信託協会では、平成 27 年 7 月に、「平成 28 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

本要望は、信託機能を活用して、地方創生や社会貢献、わが国の「稼ぐ力」の向上への取組みを支援する等、時代の要請や社会のニーズに対応した新たなサービスや商品の開発、提供を進め、信託の担い手として責任を果たす観点から取りまとめたものです。

### 規制改革に関する提案

信託協会では、平成 26 年 10 月に「規制改革に関する提案」(11 項目)を取りまとめ、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

その結果、要望項目のうち、「『有価証券』から一定の信託受益権を除外すること」につき、有価証券としての発行時が譲渡時とされている信託受益権については、委託者が当該権利を譲渡するまでは有価証券としての規制の対象とはならず、有価証券の運用比率の算定の対象に含まれないことが明確化されました。

### リーフレット「結婚・子育て支援信託」の発行

信託協会では、平成 27 年度税制改正において導入された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に基づいて「結婚・子育て支援信託」の取り扱いが開始されたことに伴い、その仕組みや税制などの制度概要を Q&A 形式で紹介するリーフレットを発行しました。

ご希望の方は、当協会ホームページの「刊行物・DVD」のコーナーからお申込みください。

みらいの力をはぐくむために  
**結婚・子育て支援信託**

■内容

- 結婚・子育て支援信託とは
- 贈与税の非課税措置とは
- 贈与税の非課税措置の特徴
- 贈与税の非課税措置の問題
- 結婚・子育て支援信託の仕組み
- 結婚・子育て支援信託の特徴
- 結婚・子育て支援信託の問題
- 結婚・子育て支援信託の課題
- 結婚・子育て支援信託の今後

信託協会

### ■第 90 回 信託大会の開催



信託協会は、平成 27 年 4 月 15 日、経団連会館において、第 90 回信託大会を開催しました。はじめに、常陰均信託協会会長（三井住友信託銀行取締役社長）から「信託機能の一層の活用による経済や社会への貢献、『受託者精神の重み』を一層意識」について所信を述べた後、麻生太郎金融担当大臣、黒田東彦日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授による「信託の将来と法の役割」と題する講演を実施しました。

## ② 信託業界のあゆみ

	年月	事項
大正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行(大正11年4月公布)
		信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立
	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
昭和	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始(平成24年3月 適格退職年金制度の廃止)
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	59年 3月	土地信託の取扱開始
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)
	63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始
	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
平成	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
	16年 12月	改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行(受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等)
		金融商品取引法施行
	23年 10月	一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称
	24年 1月	特定寄附信託の取扱開始
	24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始
	25年 4月	教育資金贈与信託の取扱開始
	27年 4月	結婚・子育て支援信託の取扱開始

## ③ 信託業界の動き

	年月日	事項
平成26年	8月 1日	信託協会、「教育資金贈与信託の受託状況(平成26年6月末現在)」を発表
	8月 7日	信託協会「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン(暫定版)」に対する意見を日本証券業協会に提出
	9月 10日	信託協会、「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」に関する意見を金融庁に提出
	10月 16日	信託協会、規制改革に関する提案を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
		SMFL信託、大東みらい信託、準社員会社として信託協会に入会
	12月 10日	信託協会、「教育資金贈与信託の受託状況(平成26年9月末現在)」を発表
	12月 17日	信託協会、「信託の受託概況(平成26年9月末現在)」を発表
	12月 18日	信託協会、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の進捗状況を公表
	12月 22日	信託協会、平成26年度信託研究奨励金の贈呈を決定
		信託協会、事務所を日本ビルから岸本ビルへ移転
		
<p style="text-align: right;">平成26年度信託研究奨励金贈呈式(平成27年1月19日)</p>		
平成27年	1月 21日	信託協会、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)『コーポレートガバナンス・コード原案』」に関する意見を金融庁に提出
	1月 15日	ベルニナ信託、FPG信託に商号変更
	2月 2日	信託協会、「教育資金贈与信託の受託状況(平成26年12月末現在)」を発表
	2月 26日	信託協会、「フラット35Sの金利引下げ措置等に関する要望」を全国銀行協会等と連名で国土交通省、金融庁に提出
	3月 13日	信託協会、「平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見を金融庁に提出
	3月 26日	信託協会、「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」に関する意見を東京証券取引所に提出
	4月	信託協会、平成27年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付し、4月から開講
	4月 1日	信託協会、平成27年度信託研究奨励金の募集を開始
	4月 9日	信託協会会长に常陰均三井住友信託銀行取締役社長が就任
	4月 15日	信託協会、第90回信託大会を経団連会館において開催
	4月 28日	信託協会、「教育資金贈与信託の受託状況(平成27年3月末現在)」を発表
	5月 25日	トランクスバリュー信託、楽天信託に商号変更
	5月 26日	信託協会等、「企業年金(確定給付型)の受託概況(平成27年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 10日	信託協会等、「確定拠出年金(企業型)の受託概況(平成27年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 12日	信託協会、「信託の受託概況(平成27年3月末現在)」を発表
	7月 16日	信託協会、「公益信託の受託概況(平成27年3月末現在)」を発表
		信託協会、平成27年度税制改正要望を決定し、金融庁等関係省庁に提出

# 信託協会の概要



## I 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、次のような事業を行っています。

- ①信託に関する調査研究および資料収集
- ②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営 等

## II 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

### 信託協会ホームページ

**信託協会ホームページ**

信託協会ホームページでは、信託にご关心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信託商品等を解説しているほか、信託に関する講師の派遣についてご案内しています。

**信託協会** **検索**

### 信託相談所

**相談受付時間** 午前9時～午後5時15分  
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

**電話** 0120-817335  
03-6206-3988

**【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】**

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客様は、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧下さい。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>

**信託文献センター**

**開館時間** 午前9時30分～午後4時30分  
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

03-6206-3987

## 3 信託協会加盟会社一覧 (平成27年7月末現在)

### 社員(4社)

- 三井住友信託銀行株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行

### 準社員(50社)

- ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- あおぞら信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社 SMBC信託銀行
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 八十二銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 群馬銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- ドイチエ信託株式会社
- 楽天信託株式会社
- スターツ信託株式会社
- 株式会社 山田エスクロー信託
- ファースト信託株式会社
- SMFL信託株式会社
- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 株式会社しんきん信託銀行
- 農中信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 新銀行東京
- 株式会社 整理回収機構
- 日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社 朝日信託
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- 株式会社 FPG信託
- サーバントラスト信託株式会社
- ほがらか信託株式会社
- 大東みらい信託株式会社